

2 福保医人第 8 3 号
令和 2 年 4 月 1 0 日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長

矢 沢 知 子

(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師法第 3 7 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について (通知)

日頃より、東京都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

「保健師助産師看護師法第 3 7 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」(平成 2 7 年 3 月 1 7 日付け医政発 0 3 1 7 第 1 号厚生労働省医政局長通知。以下「厚生労働省医政局長通知」という。)により特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等が示されているところです。今般、第 2 4 回医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論の結果、領域別パッケージ研修に新たに外科系領域パッケージを追加することとなりました。

これを受け、厚生労働省医政局長通知について「「保健師助産師看護師法第 3 7 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について (令和 2 年 3 月 2 7 日付け医政発 0 3 2 7 第 7 1 号)」のとおり改正され、令和 2 年 3 月 2 7 日から適用されました。

つきましては、本件について貴管内関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

また、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院には東京都から別途通知しておりますので申し添えます。

なお、下記厚生労働省のホームページに改正後の通知全文が公表されていますので、御参照ください。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194491_00006.html

【担 当】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課
看護担当 谷本・齋藤
電話：0 3 - 5 3 2 0 - 4 4 4 4

医政発0327第71号
令和2年3月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところである。第24回医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論を踏まえ、領域別パッケージ研修に新たに外科系基本領域パッケージを追加することとなった。これを受け、局長通知について別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

本改正に係る指定申請等における様式については、下記のとおりである。なお、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令」（平成31年4月26日付け平成31年厚生労働省令第73号）の公布に伴う変更の届出とその経過措置については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について」（令和元年5月7日付け医政発0507第7号厚生労働省医政局長通知）の記の2の（3）～（5）で示したとおり変更はないため、ご留意頂きたい。

貴職におかれては、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

令和元年10月29日付け局長通知の一部改正後の様式について、令和2年6月30日までの間、提出することが出来る。

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について(平成27年3月17日付け医政発0331第1号厚生労働省医政局長通知) 新旧対照表

新	旧
<p>医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日 一部改正 令和元年10月29日 一部改正 令和2年3月27日</p>	<p>医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日 一部改正 令和元年10月29日</p>
<p>各都道府県知事 殿</p> <p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>(前文略)</p>	<p>各都道府県知事 殿</p> <p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>(前文略)</p>
<p>記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準 1. 用語の定義 ～ 7. 施行期日等 (略)</p> <p>第3 留意事項 (略)</p> <p>(別紙1) ～ (別紙5) (略)</p> <p>(別紙6)</p> <p>5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修 (領域別パッケージ研修)</p> <p>(略)</p> <p>1. 在宅・慢性期領域 (略)</p>	<p>記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準 1. 用語の定義 ～ 7. 施行期日等 (略)</p> <p>第3 留意事項 (略)</p> <p>(別紙1) ～ (別紙5) (略)</p> <p>(別紙6)</p> <p>5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修 (領域別パッケージ研修)</p> <p>(略)</p> <p>1. 在宅・慢性期領域 (略)</p>

2. 外科術後病棟管理領域				2. 外科術後病棟管理領域			
特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否	特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—	呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—	呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—		非侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可		人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可
	人工呼吸器からの離脱	×	免除可		人工呼吸器からの離脱	×	免除可
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連	気管カニューレの交換	○	—	呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連	気管カニューレの交換	○	—
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	○	—	胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	○	—
	胸腔ドレーンの抜去	○	—		胸腔ドレーンの抜去	○	—
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)	○	—	腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)	○	—
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの <u>抜去</u>	○	—	栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの <u>除去</u>	○	—
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈)	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	○	—	栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈)	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	○	—

注射用カテーテル管理) 関連				注射用カテーテル管理) 関連			
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	○	—	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	○	—
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	×	免除可		橈骨動脈ラインの確保	×	免除可
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	○	—	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	○	—
	脱水症状に対する輸液による補正	×	免除可		脱水症状に対する輸液による補正	×	免除可
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	○	—	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	○	—
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可		持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可
3. 術中麻酔管理領域				3. 術中麻酔管理領域			
特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否	特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—	呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—

呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—	呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	×	免除可		人工呼吸器からの離脱	○	二
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可		非侵襲的陽圧換気の設定の変更	×	免除可
	人工呼吸器からの離脱	○	二		人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	○	—		橈骨動脈ラインの確保	○	—
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	—		脱水症状に対する輸液による補正	○	—
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	×	免除可	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可		持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可
4. 救急領域 (略)				4. 救急領域 (略)			
5. 外科系基本領域				(新設)			

特定行為区分の 名称	特定行為	研修を修了した 看護師が実施可 能な特定行為か 否か	研修の免除 の可否
栄養に係るカテ ーテル管理(中心 静脈カテーテル 管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去	○	＝
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療に おける血流のない壊死組織 の除去	○	＝
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	×	免除可
創部ドレーン管 理関連	創部ドレーンの抜去	○	＝
動脈血液ガス分 析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	＝
	橈骨動脈ラインの確保	×	免除可
栄養及び水分管 理に係る薬剤投 与関連	持続点滴中の高カロリー輸 液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液によ る補正	○	＝
感染に係る薬剤 投与関連	感染徴候がある者に対する 薬剤の臨時の投与	○	＝
術後疼痛管理関 連	硬膜外カテーテルによる鎮 痛剤の投与及び投与量の調 整	○	＝
(別紙7)～(別紙8) (略)			
様式1			
様式2			
様式3			
様式4			
様式5			
様式6			
(別紙7)～(別紙8) (略)			
様式1			
様式2			
様式3			
様式4			
様式5			
様式6			

様式7

様式8

参考

様式7

様式8

参考